

宮崎県諸県県有林共に学ぶ森の指定管理候補者の選定について

宮崎県環境森林部森林経営課
森林管理推進室

1 施設の概要

施設の名称	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森												
所在地	宮崎市高岡町紙屋字赤木9番地1												
設置年月日	平成9年8月1日	供用開始年月日	平成9年8月1日										
設置目的	森林とのふれあいの場を提供するとともに、森林の機能及び林業の役割を研修するための施設												
施設概要	<p>区域面積: 139ha</p> <p>(1)施設等: ①多目的管理棟1棟 ②林道3, 770m ③管理歩道6, 961m ④作業ポイント1箇所 ⑤案内板7基 ⑥ベンチ2基</p> <p>(2)樹種別森林面積 単位: ha</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>マツ</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>34.96</td> <td>30.41</td> <td>2.67</td> <td>70.99</td> <td>139.03</td> </tr> </tbody> </table>			スギ	ヒノキ	マツ	その他	計	34.96	30.41	2.67	70.99	139.03
スギ	ヒノキ	マツ	その他	計									
34.96	30.41	2.67	70.99	139.03									
主な施設利用状況	<p>主催事業参加者数</p> <p>R2年度 240人 R3年度 209人 R4年度 157人</p>	<p>研修会等参加者数</p> <p>R2年度 349人 R3年度 259人 R4年度 274人</p>											
現在の管理運営方法	公益社団法人 宮崎県森林林業協会が指定管理者として管理運営を行っている。												

2 指定管理者公募の概要

募集期間	令和5年7月6日から令和5年9月7日まで
指定管理者が行う業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設の利用に関する業務 施設の維持及び保全に関する業務 森林・林業に関する知識習得のための研修に関する業務 その他上記に付随する業務
施設の管理運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を踏まえ、施設の機能が最大限に有効活用されるよう活用促進に向けた管理運営に努めること。 特定の個人や団体・グループに対して、有利あるいは不利となるような取扱いをしないこと。 効率的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。 利用者等の意見・要望を反映させた管理運営に努めること。 施設等について常に安全で良好な状態に保つよう努めること。
指定管理者の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> 県民の平等な利用が確保されること。 施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理能力を有していること。 地域への貢献等が図られていること。
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)
指定管理料基準価格(上限額)	年額 2, 867千円(5年間で14, 335千円)

3 審査方法等

審査の流れ	(書類審査) ・提出された申請書等について、県が募集要領に示した資格要件等の適否を審査する。																					
	(指定管理候補者選定委員会による審査) ・外部委員のみで構成する指定管理候補者選定委員会を開催する。選定委員会では、書類審査を通過した申請者を対象に、各申請者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、審査を実施する。																					
	(指定管理候補者選定会議による確認) ・県の施設所管部局等で構成する指定管理候補者選定会議を開催する。選定会議では、指定管理候補者選定委員会の審査結果を、施設所管課において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、確認を行う。																					
	※指定管理候補者選定会議の確認後、県が指定管理候補者を選定する。																					
指定管理候補者選定委員会委員	<table border="1"> <tr> <td>委員長</td> <td>遠山 喜一郎(税理士)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">委員</td> <td>高木 正博(宮崎大学農学部教授)</td> </tr> <tr> <td>黒田 仁志(一般社団法人美郷町観光協会代表理事)</td> </tr> <tr> <td>川上 和枝(宮崎県森林環境税活用検討委員会委員)</td> </tr> <tr> <td>笹岡 康則(森林環境教育推進員)</td> </tr> </table>		委員長	遠山 喜一郎(税理士)	委員	高木 正博(宮崎大学農学部教授)	黒田 仁志(一般社団法人美郷町観光協会代表理事)	川上 和枝(宮崎県森林環境税活用検討委員会委員)	笹岡 康則(森林環境教育推進員)													
委員長	遠山 喜一郎(税理士)																					
委員	高木 正博(宮崎大学農学部教授)																					
	黒田 仁志(一般社団法人美郷町観光協会代表理事)																					
	川上 和枝(宮崎県森林環境税活用検討委員会委員)																					
	笹岡 康則(森林環境教育推進員)																					
指定管理候補者選定会議委員	<table border="1"> <tr> <td>議長</td> <td>環境森林部長</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>環境森林部次長(総括)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">委員</td> <td>環境森林部次長(技術担当)</td> </tr> <tr> <td>環境森林課長</td> </tr> <tr> <td>森林経営課長</td> </tr> <tr> <td>森林経営課森林管理推進室長</td> </tr> <tr> <td>人事課行政改革推進室長</td> </tr> </table>		議長	環境森林部長	副議長	環境森林部次長(総括)	委員	環境森林部次長(技術担当)	環境森林課長	森林経営課長	森林経営課森林管理推進室長	人事課行政改革推進室長										
議長	環境森林部長																					
副議長	環境森林部次長(総括)																					
委員	環境森林部次長(技術担当)																					
	環境森林課長																					
	森林経営課長																					
	森林経営課森林管理推進室長																					
	人事課行政改革推進室長																					
審査項目・配点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選考基準</th> <th>審査項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住民の平等な利用の確保</td> <td>管理運営の基本方針</td> <td rowspan="2">10</td> </tr> <tr> <td>県が示した管理の基準に対する理解及び対応 (個人情報保護への対応、情報公開への対応等)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画</td> <td>利用者サービスの向上に関する対応 (利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映等)</td> <td rowspan="6">34</td> </tr> <tr> <td>利用者増への取組みに関する対応</td> </tr> <tr> <td>具体的な管理運営方法</td> </tr> <tr> <td>指定管理者の業務に対する意欲</td> </tr> <tr> <td>施設の維持管理計画</td> </tr> <tr> <td>主催事業の企画内容等 利用者に対する森林・林業に関する普及啓発等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">経費の縮減等</td> <td>指定管理料の提案額</td> <td rowspan="3">10</td> </tr> <tr> <td>業務遂行のための適切な経費の積算</td> </tr> <tr> <td>管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方</td> </tr> </tbody> </table>		選考基準	審査項目	配点	住民の平等な利用の確保	管理運営の基本方針	10	県が示した管理の基準に対する理解及び対応 (個人情報保護への対応、情報公開への対応等)	公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する対応 (利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映等)	34	利用者増への取組みに関する対応	具体的な管理運営方法	指定管理者の業務に対する意欲	施設の維持管理計画	主催事業の企画内容等 利用者に対する森林・林業に関する普及啓発等	経費の縮減等	指定管理料の提案額	10	業務遂行のための適切な経費の積算	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方
選考基準	審査項目	配点																				
住民の平等な利用の確保	管理運営の基本方針	10																				
	県が示した管理の基準に対する理解及び対応 (個人情報保護への対応、情報公開への対応等)																					
公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上に関する対応 (利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映等)	34																				
	利用者増への取組みに関する対応																					
	具体的な管理運営方法																					
	指定管理者の業務に対する意欲																					
	施設の維持管理計画																					
	主催事業の企画内容等 利用者に対する森林・林業に関する普及啓発等																					
経費の縮減等	指定管理料の提案額	10																				
	業務遂行のための適切な経費の積算																					
	管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方																					

事業計画を着実に実施するための管理運営能力	人員等の必要な体制の確保	40
	職員の能力育成	
	継続的に安定した運営が可能な財政的基盤 (法人又は団体の経営状況等)	
	過去の類似事業の実績、評価	
	安全管理及び緊急時の体制、対応	
	事業計画及び収支計画の具体性、実現可能性	
地域への貢献等	環境保全への対応	6
	地域経済への配慮	
	障がい者の就労支援への対応	
合 計		100

4 審査結果等

申請者	公益社団法人宮崎県森林林業協会(宮崎市)	
審査結果	<ul style="list-style-type: none"> 書類審査を行った結果、申請者は資格要件等を満たしていると認められた。 指定管理候補者選定委員会を令和5年10月6日に開催し、書類審査を通過した者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行った。 審査結果は次のとおりであり、最低基準点(委員合計500点満点の6割(300点)以上)を満たしている。 公益社団法人宮崎県森林林業協会:364.3点 指定管理候補者選定会議を令和5年10月12日に開催し、選定委員会の審査結果を、森林経営課森林管理推進室において選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、確認を行った。 選定会議の確認結果は次のとおりであり、最低基準点(100点満点の6割(60点)以上)を満たしている。 公益社団法人宮崎県森林林業協会:71.1点 	
	指定管理候補者	公益社団法人宮崎県森林林業協会(宮崎市)
選定結果	選定理由	<ul style="list-style-type: none"> 選定委員会の審査及び選定会議の確認の結果、最低基準点を満たす得点を得たこと。 事業計画等から判断して、施設の管理運営を適正かつ着実に実施する能力を有していると認められること。 事業計画において、施設の利活用促進に向けた具体的な提案がなされており、実現可能性が高いこと。